

記者資料

令和4年9月29日

表題	館林市定住新卒就職者支援奨励金 ～市内に居住している新卒就職者を応援します！～
日時	
場所	
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 館林市定住新卒就職者支援奨励金とは 若者の人口流出を抑制し、地元企業が求める人材の確保と地域の活性化を図るため、市内企業に就職した新卒就職者及び当該労働者を新規雇用した事業者に対して奨励金を支給するもの○ 対象者<ul style="list-style-type: none">定住新卒就職者 市内に1年を超えて居住している者で以下①～⑤のいずれにも該当するもの<ul style="list-style-type: none">① 雇用される年の3月に卒業した新卒者② 雇用開始時において30歳未満③ 市内の同一事業所に就職から6か月以上勤務していること④ 館林市定住新卒就職者支援奨励金、館林市UIターン支援奨励金及び館林市障がい者雇用奨励金の支給対象労働者になったことがないこと⑤ 市税の滞納がないこと事業者 市内に事業所を有する事業者で以下の①、②のいずれにも該当するもの<ul style="list-style-type: none">① 定住新卒就職者を正規雇用して賃金を月給で支給していること② 市税の滞納がないこと○ 奨励金支給額 定住新卒就職者 3万円（館林市金券で支給） 事業者 2万円（上限5人分） ※障がい者を雇用した場合は5万円の加算あり○ 申請 要件を満たした日から60日以内に申請
問合せ	館林市商工課工業振興係 担当：島野・渡邊 TEL：0276-47-5148 e-mail：shoko@city.tatebayashi.gunma.jp

市内事業所対象

館林市

定住新卒就職者支援奨励金

市内在住・新規学卒者で市内事業所に就職すると、

就職者に **3万円** (館林市金券)

事業者 **2万円** 支給します。



○支給対象

【定住新卒就職者】

市内に1年を超えて居住している者で、以下①～⑤のいずれにも該当するもの

- ① 雇用される年の3月に卒業した新卒者
- ② 雇用開始時において30歳未満であること
- ③ 市内の同一事業所に就職から6か月以上勤務していること
- ④ 定住新卒就職者支援奨励金、U I ターン支援奨励金及び障がい者雇用奨励金の支給対象労働者になったことがないこと
- ⑤ 市税の滞納がないこと

【事業者】

市内に事業所を有する事業者で以下①～②に該当するもの

- ① 定住新卒就職者を6か月以上継続して正規雇用し、賃金を月給で支給していること
- ② 市税の滞納がないこと

○奨励金支給額

※対象労働者には館林市金券で支給

定住新卒就職者	事業者	
3万円 (館林市金券)	雇用した新卒者1人につき 2万円 (上限5人分)	障がい者を雇用した場合は、1人につき5万円を加算します。

○申請期限

要件を満たした日から60日以内

○問合せ

館林市商工課工業振興係

TEL : 0276-47-5148

e-mail : shoko@city.tatebayashi.gunma.jp

○提出書類

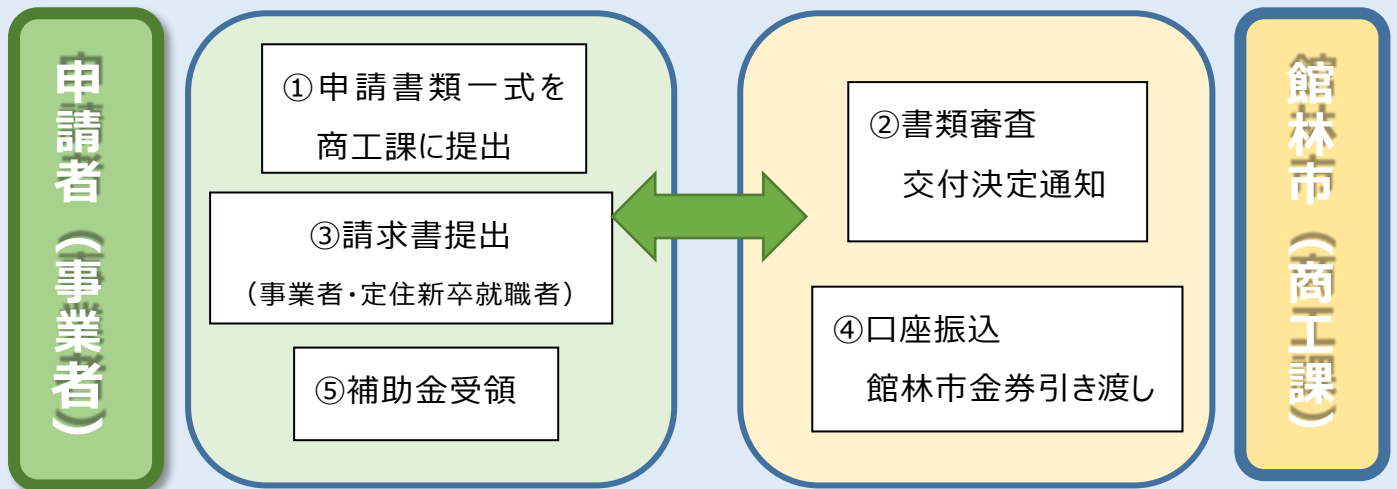
以下の（１）から（１０）までのすべての書類を商工課窓口または郵送でご提出ください。

- （１） 館林市定住新卒就職者奨励金支給申請書（別記様式第１号）
- （２） 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第２号）
- （３） 雇用契約内容がわかるもの（雇用契約書等）の写し
- （４） 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届・資格取得確認通知書の写し
- （５） 対象労働者の住民票の写し
- （６） 新規学卒者であることを証明できる書類（卒業証明書等）の写し
- （７） 就業規則及び賃金規程の写し
- （８） 出勤簿等の写し(雇用開始日から６か月分)
- （９） 賃金台帳の写し(雇用開始日から６か月分)
- （１０） 市税等確認同意書

※ 書式は市ホームページまたは商工課窓口で取得できます。

※ 送付先：〒374-8501 館林市城町1番1号 館林市商工課工業振興係 宛て

○申請手続き



※ 申請者は**事業者**となります。該当する**定住新卒就職者**の書類を取りまとめて一括申請してください。

※ 事業所分の支給金は口座振り込みとなります。

※ 定住新卒就職者は館林市金券での支給で商工課窓口での引き渡しとなります。

○注意事項

※ 申請内容に虚偽等があった場合には、奨励金を返還していただきます。

※ 予算の上限に達した場合、申請期限内であっても受付を終了することがありますので、お早めに申請ください。